

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4-1 届出対象行為

景観計画区域において、景観法第16条第1項各号に定める行為のうち、本市で定める届出が必要な行為（届出対象行為）の規模を、以下のとおりとします。

1. 届出対象行為

(1) 一般地域

景観計画区域のうち特定景観形成地域にも景観形成重点地区にも指定されない地域を「一般地域」とし、届出対象行為の規模を次のとおり定めます。

区 分		一般地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超	
	③その他の工作物	高さ13m超	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域	: 2,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 3,000㎡超
		その他の区域	: 10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域	: 水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 水平投影面積3,000㎡超
		その他の区域	: 水平投影面積10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	都市計画区域	: 堆積物の高さ2.0m超、又は 水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 水平投影面積3,000㎡超
		その他の区域	: 水平投影面積3,000㎡超
水面の埋立て		—	

(2) 特定景観形成地域

i) 熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域

熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

区 分	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ13m超 又は 築造面積 1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	-	-

ii) 田辺中心市街地特定景観形成地域

田辺中心市街地特定景観形成地域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

区 分	近代的街並み 修景ゾーン	歴史的街並み 修景ゾーン	界線的賑わい 修景ゾーン	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積300㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	高さ13m超 又は 築造面積300㎡超	全ての行為
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超		全ての行為
	③その他の工作物	高さ13m超		全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	—	水平投影面積 1,000㎡超	—	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	—	水平投影面積 1,000㎡超	—	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積物の高さ2.0m超、又は水平投影面積1,000㎡超			

(3) 景観形成重点地区

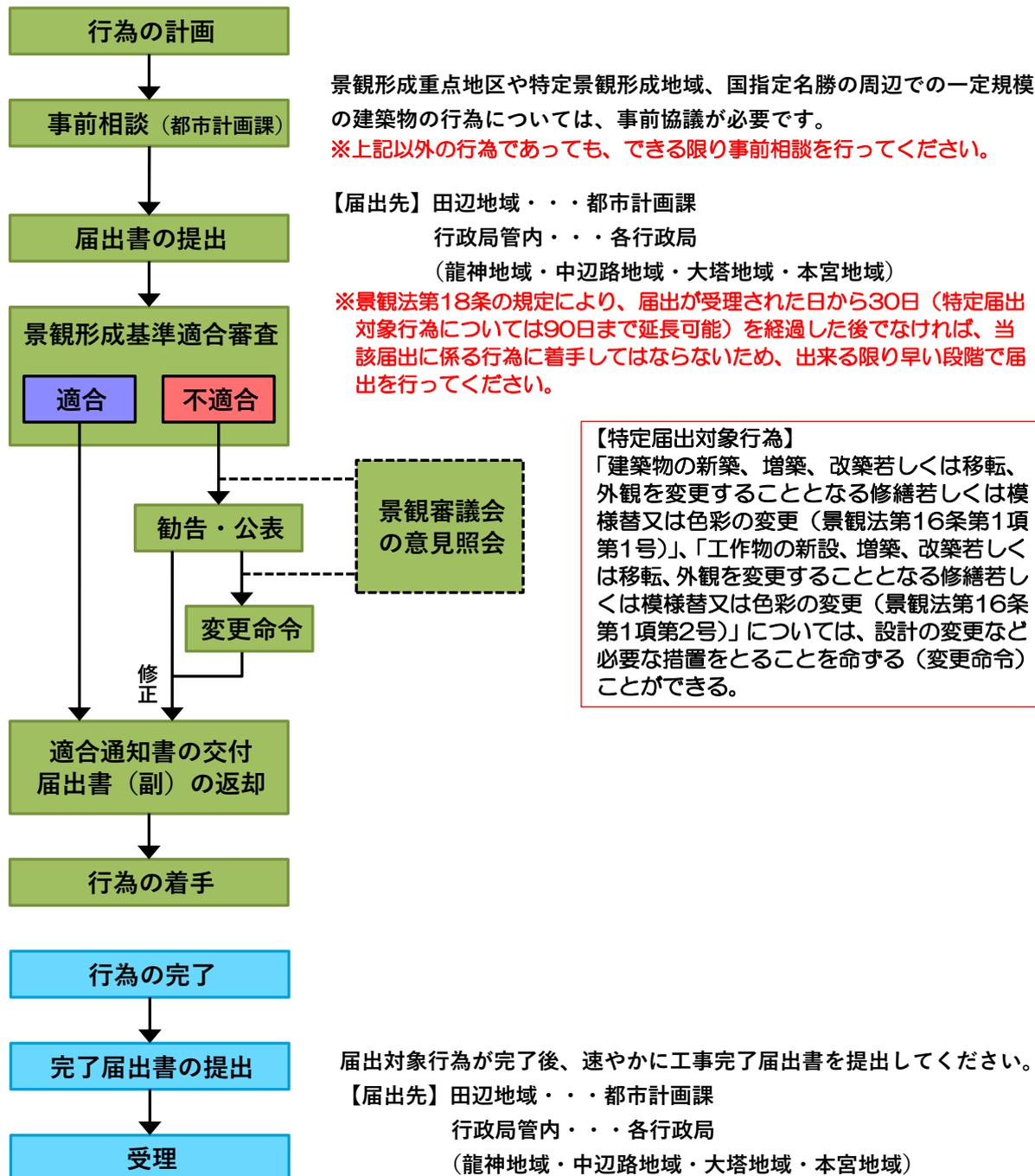
世界遺産の登録資産周辺に定める景観形成重点地区においては、世界遺産とともに地区全体で歴史的・文化的景観が形成されるよう、全ての行為を景観形成基準の適合審査の対象とします。

区 分	熊野本宮大社地区	闘雞神社地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為
	③その他の工作物	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為
水面の埋立て	全ての行為	全ての行為

2. 届出の流れ

届出対象行為に該当する場合は、下図の手順に沿って、景観形成基準の適合審査を受ける必要があります。

適合審査において、届出内容が本計画の景観形成基準に適合しないと審査された場合は、助言や指導、勧告等を行うこととなります。そのため、特別な事情により当該景観形成基準への適合が困難と思われる行為については、届出の前に担当部局との協議を行うこととします。



4-2 景観形成基準

景観形成に係る行為の制限の基準（景観形成基準）は以下のとおりとします。

なお、太陽光発電施設の設置については、和歌山県が別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（平成29年4月）」についても参照とします。

1. 一般地域

i) 共通事項

項目	景観形成基準
－	<input type="checkbox"/> 行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合には、それらとの調和に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置 ・規模	【景観構成要素への配慮】 <input type="checkbox"/> 近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 【眺望への配慮】 <input type="checkbox"/> 山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍では、稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 【その他】 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
形態 ・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。
色彩	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 <input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <input type="checkbox"/> 国指定の名勝、文化的景観若しくは重要伝統的建造物群保存地区の周囲100m以内又は国指定の史跡若しくは重要文化財であって、市長が指定するものの100m以内は、これら名勝等の色彩と調和した色彩を使用し、外観の基調色を色相0.1R～2.5Yは彩度6以下、それ以外は彩度4以下（無彩色含む）とすること。
素材	<input type="checkbox"/> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 <input type="checkbox"/> できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。

項目	景観形成基準（続き）
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。 <input type="checkbox"/> 植栽に当たっては、できる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。
その他	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 現況の地形を生かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
緑化	<input type="checkbox"/> 法面は、周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
緑化	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
方法	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
その他	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

以下、特定景観形成地域並びに景観形成重点地区の設定基準については、一般地域の基準に対し、これを踏襲するものは（□）、地域・地区独自の基準として追加上乗せするものは（■）で示すこととします。

2. 特定景観形成地域

(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

i) 共通事項

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
－	<p>■古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p>	<p>■熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p>	<p>■古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p>
	<p>□行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周囲の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</p>		
	<p>□周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p>		
	<p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>		

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p>	－	－
	<p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</p>		
	－	<p>■石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p>	－
	<p>【眺望への配慮】</p> <p>□山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p>	<p>【沿道からの眺望への配慮】</p> <p>■道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p>	－
	<p>□山稜の近傍では、稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</p>	－	<p>【山稜のスカイラインの保全】</p> <p>■熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</p>

項目	(続き)								
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域						
位置 ・規模	【その他】 <input type="checkbox"/> 集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。	【その他】 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。							
	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。								
形態 ・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	-	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。						
	-	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。						
	■周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	-	-						
	<input type="checkbox"/> 集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	<input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。							
	<input type="checkbox"/> 壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。								
色彩	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。								
	■周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	-							
	<input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。								
	-	■外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R~2.5Y	6以下								
上記以外	4以下 (無彩色含む)								
<input type="checkbox"/> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。									
<input type="checkbox"/> できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。									

項目	(続き)		
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。
	<input type="checkbox"/> 植栽に当たっては、できる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		
その他	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域	
位置・規模	-	<input checked="" type="checkbox"/> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	<input checked="" type="checkbox"/> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。	-	-	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。	<input type="checkbox"/> 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	-	-
	<input checked="" type="checkbox"/> 行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。	-	-	-
	<input type="checkbox"/> 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。			
緑化	<input type="checkbox"/> 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。			

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	<input checked="" type="checkbox"/> 期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みたと上で、必要最小限にとどめること。	-	-
	<input checked="" type="checkbox"/> 景観に著しい改変が生じないものとする。	-	-

項目	(続き)		
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。	-	
	-	□道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	
	-	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
緑化	□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		

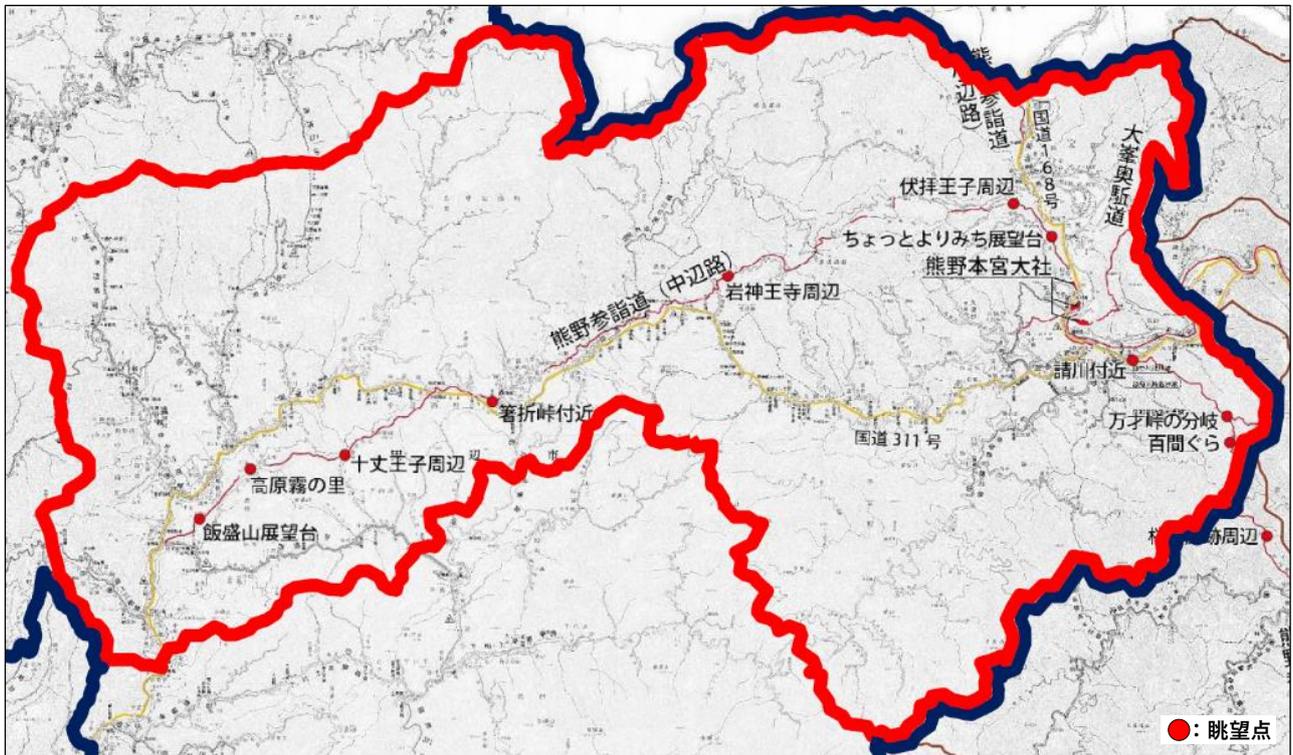
v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■景観に著しい変化が生じないものとする。	-	
	-	□道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	
	-	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
方法	□道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。		
その他	□道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		

vi) 水面の埋立て

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。	-	

図 熊野参詣道（中辺路）の眺望点



(2) 田辺中心市街地特定景観形成地域

i) 共通事項

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
-	■各時代の社会背景や生活様式に由来する景観要素が重層的に積み上げられた中心市街地の多面性を踏まえ、多様な街並みが共存できるよう、周辺との共通項の確保に努めること。		
	■沿岸地域を意識し、扇ヶ浜（海）や左会津川などの自然的景観要素との調和に配慮した景観の形成に努めること。		—
	■行為地から登録有形文化財（建造物）や景観重要建造物、景観重要樹木など保全すべき景観資源を視認できる場合は、その存在を意識した景観の形成に努めること。		—
	□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。		

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置 ・規模	【街並み景観への配慮】		
	■周辺に威圧感を与えないよう、道路等の公的空間からの視界の範囲では、スケール感の軽減を意識した配置に努めること。		—
	■建物の配置に際し、道路敷地境界からの壁面や軒先等の位置を揃えるよう努めること。		
	■道路敷地境界沿いに壁面や塀が連なる場合は、壁面後退は避けるか、又は街並みの連続性を確保する演出を行うこと。	■行為地の道路敷地境界沿いにおいて、視覚的に街並みの連続性を確保する演出に努めること。	—
	【眺望景観への配慮】		
	■地域外縁に位置する扇ヶ浜などの海岸部や左会津川に対し、視覚的に解放感のある空間を確保した配置や規模に努めること。		—
	■闘雞神社及びその社叢の近傍や眺望できる位置では、これを背景とした景観の調和を乱さない配置や規模に努めること。		—
形態 ・意匠	■地域に残る伝統的な建築様式を参考とした形態・意匠に努めること。	■街並みの連続性や周辺との調和に配慮しつつ、多様性のあるファサードに努めること。	
	■高度利用（高層化）に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。		
	■周囲に圧迫感を与えるような長大な壁面や無窓などは極力避け、壁面の形態・意匠に変化をあたえること。		—
	□壁面設備、屋上設備等は、極力露出させず、露出する場合には、建築物等本体及び周辺との調和に配慮した形態及び意匠とすること。		—

項目	景観形成基準（続き）		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
形態・意匠	■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。		
色彩	□落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。		—
	□アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。		—
	■周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。		—
	■太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。		
素材	□できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。		—
	□できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。		
緑化	■行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化に努めること。	■行為地内の道路等の公的空間から視認できる部分の緑化に努めること。	—
	□植栽に当たっては、できる限り周辺と樹種を揃えること。		—
	□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		
その他	□夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		—

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	■宅盤高が前面道路や周囲の宅地と大きな高低差が生じないよう、突出した盛土や切土は避けること。 □法面はできるだけゆるやかな勾配とすること。 □擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。		
緑化	□切土・盛土で生じた法面は、周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 □行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	□道路等の公的空間や隣地等から目立たない位置及び方法とすること。		—

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	□道路等の公的空間や近隣等から目立たない位置及び規模とすること。		
方法	□道路等の公的空間や近隣等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。		
その他	□道路等の公的空間や近隣等から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		

3. 景観形成重点地区

(1) 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区

i) 共通事項

項目	景観形成基準
-	<p>■世界遺産登録資産の熊野本宮大社及び熊野参詣道と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い地域の形成に向け、伝統と品格を備えた景観の形成に努めること。</p> <p>□行為地及びその周辺地域の環境、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</p> <p>□視認できる範囲又は街並み景観を一とする範囲に、景観重要建造物、景観重要樹木、その他歴史的資源がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p> <p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□熊野本宮大社や大斎原とその社叢の良好な景観に対し、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</p> <p>□道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</p> <p>【眺望への配慮】</p> <p>■熊野川の堤防など主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>□地域を取り囲む稜線に対し、これを背景とした困饒景観の調和を乱さない位置及び規模とすること。</p> <p>【その他】</p> <p>■国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、ファサードや軒先、又は塀・垣・柵等の位置を隣地や周辺の建築物等と揃えるか、同等の視覚的な演出を行うこと。</p>
形態 ・意匠	<p>□周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <p>■熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、道路等の公共空間から容易に視認できる外壁は、隣地や周辺の建築物等と調和した形態及び意匠とすること。</p> <p>■熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性に配慮し、屋根の形状や向き、傾斜角は、隣地や周辺の建築物等と調和したものとすること。</p> <p>□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公共空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。</p> <p>□屋上設備を設置する場合は、道路等の公共空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。</p>

項目	景観形成基準（続き）							
形態・意匠	<p>■バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。</p> <p>■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。</p>							
色彩	<p>□熊野本宮大社や大斎原の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。</p> <p>□外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="948 636 1406 808"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。</p>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度							
0.1R~2.5Y	6以下							
上記以外	4以下 (無彩色含む)							
素材	<p>□周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。</p> <p>□耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</p>							
緑化	<p>■敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。</p> <p>□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。</p> <p>□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p>							
その他	<p>□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</p> <p>■ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。</p>							

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準	
位置・規模	<p>■開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。</p> <p>■地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。</p> <p>■行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。</p> <p>□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。</p> <p>□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	
緑化	<p>□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p> <p>■行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p> <p>□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。</p>	

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みたとどめ、必要最小限にとどめること。</p> <p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p> <p>■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。</p>
緑化	<p>□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p>

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p>
方法	<p>□道路等の公的空間や隣地等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。</p>
その他	<p>□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

(2) 鬮雞神社周辺景観形成重点地区

i) 共通事項

項目	景観形成基準
-	<p>■世界遺産登録資産の鬮雞神社と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い地域の形成に向け、伝統と品格を備えた景観の形成に努めること。</p> <p>■鬮雞神社が継承する時代性及びその周辺地域の環境、生活等の地域特性を読み取り、この地域が有する伝統様式の活用に配慮すること。</p> <p>□視認できる範囲又は街並み景観を一とする範囲に、景観重要建造物、景観重要樹木、その他歴史的資源がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p> <p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■鬮雞神社の一の鳥居、二の鳥居を視点場とした同神社の社叢の景観に著しい影響を及ぼさないよう、市が別途定める高さ、水平投影面積（参考資料を参照）を超えない規模とすること。</p> <p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□鬮雞神社とその社叢の存在を意識し、その風致の保全に配慮した位置及び規模とすること。</p> <p>【街並み景観への配慮】</p> <p>■参道や外周道路等における景観形成軸が確保されるよう、道路敷地境界からの壁面や軒先、または塀・垣・柵等の位置を、隣地や周辺の建築物等と揃えること。</p> <p>【眺望への配慮】</p> <p>□主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>□鬮雞神社の社叢の近傍では、社叢との調和を乱さない位置及び規模とすること。</p>
形態・意匠	<p>□周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <p>■屋根は前面道路に対して平入り切妻の勾配屋根を基本とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、周辺の建物や街並みに合わせ前面道路に対し軒や庇を設けること。</p> <p>■道路等の公的空間や隣地等から容易に視認できる外壁は、ディテールを周辺の建物や街並みと揃える、又は調和したものとする。</p> <p>■高度利用に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。</p> <p>■各階層において無窓は避け、やむを得ず開口部を設けない場合は、木や土などの自然素材を用いた壁面装飾を行うこと。</p> <p>□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。</p> <p>□屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。</p>

項目	景観形成基準（続き）							
形態・意匠	<p>■バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。</p> <p>■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。</p>							
色彩	<p>□鬮雞神社の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。</p> <p>□外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="948 636 1406 808"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。</p>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度							
0.1R~2.5Y	6以下							
上記以外	4以下 (無彩色含む)							
素材	<p>□周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。</p> <p>□耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</p>							
緑化	<p>■敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。</p> <p>□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。</p> <p>□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p>							
その他	<p>□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</p> <p>■ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。</p>							

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準	
位置・規模	<p>■開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。</p> <p>□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。</p> <p>■法面や擁壁の高さは可能な限り低く抑え、やむを得ず高低差が大きくなる場合は、法面や擁壁を分割し、圧迫感の軽減に努めること。</p> <p>□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	
緑化	<p>□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p> <p>■行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p> <p>□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。</p>	

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。</p> <p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p> <p>■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。</p>
緑化	<p>□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p>

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p>
方法	<p>□道路等の公的空間や隣地等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。</p>
その他	<p>□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

4-3 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは、景観形成上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、和歌山県屋外広告物条例で定める禁止地域及び許可地域の地域規制と、それぞれの地域における許可基準に基づき、必要な制限を行うものとします。

なお、新たな特定景観形成地域や景観形成重点地区等については、建築物の建築等の行為の制限に合わせ、地域規制の指定を検討します。

表 和歌山県屋外広告物条例における地域規制

区域	区域の考え方	区域指定の概要等
禁止地域	景観の保全又は風致の維持を図る地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法上の用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、風致地区、景観地区等 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・河川、渓谷等やその付近で知事が指定する区域等
許可地域	第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県景観条例の規定による特定景観形成地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等
	第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、山林、集落周辺など周辺環境との調和を図る地域 ・第1種地域、第3種地域以外の地域等
	第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に定められた商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等

4-4 既存建築物の行為の制限に関する事項

良好な景観の形成をより速やかに進めるため、既存の建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、建築物全体を景観計画に定める形態意匠の制限に適合させるものとします。

1. 対象地域

- ・熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域、田辺中心市街地特定景観形成地域
- ・鬮雞神社周辺景観形成重点地区、熊野本宮大社周辺景観形成重点地区
- ・国指定名勝、文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の周囲 100m以内
- ・国指定史跡又は重要文化財であって、知事が指定するものの周囲 100m以内

2. 対象建築物

高さ 13m超又は建築面積 1,000 m²超

3. 対象とする行為

対象とする行為は、下表に示す規模に該当する既存建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え又は色彩の変更とします。

行 為	規 模	
増築、改築	当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の1/5を超えるもの	
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (右欄のいずれかに該当するもの)	当該行為の面積が400m ² を超えるもの	
	屋根部分	当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の1/4を超えるもの（但し、当該部分の面積が建築物の鉛直投影面積の1/10以内の場合を除く。）
	外壁部分	当該行為に係る部分の面積が、当該外壁の面積の1/4を超えるもの